東京都目黒区鷹番二丁目 5番 21 号 株式会社バレッグス 代表取締役社長大本朋之

## 新株予約権発行に関する取締役会決議公告

当社は、2025年10月16日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)を発行することを決議いたしましたので、会社法第240条第2項及び同条第3項の規定に基づき、公告いたします。

記

## 「第1回新株予約権発行要項]

1. 新株予約権の数

65,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社 普通株式65,000株とし、下記3.(2)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された 場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

## 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、5円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社バリュエーション総合研究所が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

## 3. 新株予約権の内容

(1)新株予約権の名称

株式会社バレッグス 第1回新株予約権

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割 (当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式 により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で 権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、

付与株式数は適切に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金450円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

新規発行1株当たり既発行株式数× 払込金額株式数新規発行前の1株当たりの時価

調整後 = 調整前 ×

行使価額 行使価額

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2027 年 1 月 1 日から 2035 年 10 月 31 日 (ただし、最終日が銀行営業日でない場合には その前銀行営業日) までとする。

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (7) 新株予約権の行使の条件
  - a. 本新株予約権の割当を受ける者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権 の目的である当社普通株式が東京証券取引所プライム市場、スタンダード市場又はグロース市場、若しくは名古屋証券取引所メイン市場のいずれかに上場した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
  - b. 新株予約権者は、2026 年9月期から 2028 年9月期までのいずれかの事業年度において、当社定時株主総会に提出される当社及び当社連結子会社(2025 年9月 30 日時点

で連結子会社である会社を対象とする。)の連結損益計算書における経常利益の額が 4億円を一度でも超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、 上記における経常利益の額の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業 績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の連結損益計算書に記載さ れた実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、 当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の 調整を行うことができるものとする。

c. 本新株予約権は、上記 b. の行使条件を初めて満たした事業年度に関する定時株主総会終結の日の属する月の翌月1日(以下、「起算日」という。)から、以下に定める割合ずつ権利行使可能となる(以下、権利行使可能となることを「ベスティング」といい、以下「v」の日においてベスティング割合は 100%となる。)。なお、新株予約権者は、原則として、ベスティングされた本新株予約権のみを行使することができ、ベスティングされる本新株予約権の数については、割当時点において新株予約権者が保有する本新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1個未満の端数についてはこれを切り捨てる。ただし、本新株予約権の目的である当社普通株式が、名古屋証券取引所メイン市場に上場している期間のベスティング割合は30%を上限とする。

i 起算日 20%

ii 起算日から1年が経過した日 20%

iii 起算日から2年が経過した日 20%

iv 起算日から3年が経過した日 20%

v 起算日から4年が経過した日 20%

- d. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- e. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めない ものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- f. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (8) 新株予約権の取得に関する事項
  - a. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予約権の 行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
  - b. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約 承認若しくは株式移転計画承認の議案について当社株主総会で承認された場合(株主 総会の承認を要しない場合は、当該議案につき当社取締役会で決議された場合)は、 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で 取得することができる。
- (9) 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- b. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- c. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する。
- d. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(3)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記(9) c. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

e. 新株予約権を行使することができる期間

上記(4)に定める本新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(4)に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- f. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記(5)に準じて決定する。
- g. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- h. 新株予約権の行使の条件

上記(7)に準じて決定する。

- i. 新株予約権の取得事由及び条件 上記(8)に準じて決定する。
- i. その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 4. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
- 5. 新株予約権と引換えにする金銭の払込期日 2025年10月31日
- 6. 新株予約権の割当日

2025年10月31日

7. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 5名 44,500個

当社従業員 5名 20,500個

なお、上記人数及び個数は上限数を示したものであり、本新株予約権の引受け状況等により、割当てを受ける人数及び個数は減少することがある。